



## 宜保土地区画整理事業地区内 住所変更に伴う各種手続き等について

平成 30 年 2 月 24 日（土）から新しい住所へ変わります。

お手元に「住所変更通知書」は届いていますでしょうか？

※住所登録のある方及び事業所等

届いていないようでしたら下記までお問い合わせください

この度、宜保土地区画整理事業の換地処分に伴い、当事業施行地区内は字宜保・我那覇・豊見城の一部が宜保一丁目から宜保五丁目へとなり新しく住所が変わります。



**変更前** 豊見城市字宜保〇〇番地〇〇  
豊見城市字我那覇〇番地〇〇  
豊見城市字豊見城〇番地〇〇 から

**変更後** 豊見城市宜保 1 丁目〇〇番地〇〇  
豊見城市宜保 2 丁目〇〇番地〇になります！

※「字」の表記がなくなります！  
（一部の区域を除く）

地区内にお住まいの皆様（※住民登録のある方）及び事業所等におかれましては、「住所変更通知書」に記載されている新しい住所（所在地）へ変わります。

そこで、この「住所変更に伴う各種手続き等について」では新住所への変更に伴い必要となる手続きについて主なものをご案内いたします。

※なお、各手続きは、平成 30 年 2 月 24 日の住所変更実施日以降に行ってください。

◎お問い合わせ

豊見城市役所 市街地整備課 まちづくり班

〒901-0292 豊見城市字翁長 854 番地 1

電話:098-850-5386 FAX:098-850-6323



# 住所変更手続きについて

## (1) 市が職権で変更するもの(地区内の住所・本籍地番について)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳(住民票)</li> <li>・印鑑登録原票(印鑑証明)</li> <li>・戸籍簿 ・戸籍の附票</li> <li>・電子証明書(公的個人認証)の住所変更</li> </ul>	担当課: 市民課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金第1号被保険者の住所変更</li> <li>・年金受給者の住所変更</li> </ul>	担当課: 国保年金課 今回の住所変更後、3ヶ月以上経過しても日本年金機構からの郵便物が変更前の住所で送られた場合は、那覇年金事務所(TEL098-855-1113)へお問い合わせください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙人名簿</li> </ul>	担当課: 選挙管理委員会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜犬台帳(飼い犬の登録台帳)</li> </ul>	担当課: 生活環境課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道利用者の住所変更</li> </ul>	担当課: 上下水道部総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども医療費助成金受給資格者証</li> </ul>	担当課: 子育て支援課 ※住所変更後の受給者証を送付します。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当名簿</li> <li>・特別児童扶養手当名簿</li> </ul>	担当課: 子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証</li> </ul>	担当課: 国保年金課 ※保険証の記載住所が新住所となるのは、平成31年3月の保険証切替時からとなります(保険証は医療機関でこれまでと変わらずご利用いただけます)平成31年3月以前に、記載住所の変更を希望される方は、市役所窓口にて、新住所記載の保険証を交付いたします。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療被保険者証(保険証)</li> <li>・後期高齢者医療特定疾病療養受療証</li> <li>・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証</li> </ul>	担当課: 国保年金課 ※住所変更後、順次新しい保険証等を送付いたしますので、新しい保険証等が届くまでは、現在お持ちのものをお使い下さい。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証</li> </ul>	担当課: 障がい・長寿課 ※現在認定を受けている方は、次回の更新時に変更後の住所を記載した被保険者証を交付しますので、それまではお持ちの被保険者証をご利用ください。認定を受けてない方も含め記載住所の変更を希望される方は市役所窓口にて申請が必要になります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付(原付バイク) 50cc~125cc以下</li> </ul>	担当課: 税務課 ※担当課において所有者等の住所地を新住所へ変更します。

## (2) 法務局が職権で変更するもの(地区内の土地・建物について)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地登記簿</li> <li>・建物登記簿</li> </ul>	<p>那覇地方法務局が表題部を書き換えます。          ※所有者などの住所は本人の申請があるまで変わりません。</p>
--	---

## (3) ご本人の手続きが必要なもの

(こういうことは) 事項	(いつまでに) 手続きの期間	(なにをもって) 必要書類	(どこへ) 手続き先
顔写真付住民基本台帳カード	変更後速やかに	・顔写真付住民基本台帳カード	豊見城市役所 市民課 TEL 098-850-0103
マイナンバーカード		・マイナンバーカード	
通知カード		・通知カード ・本人確認書類(運転免許証等)	
児童扶養手当証書 母子父子家庭医療費受給者証	対象者に証書引換えのご案内を通知します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・印鑑(認印)</li> <li>・変更前の証書</li> </ul>	豊見城市役所 子育て支援課 TEL 098-850-0143
特別児童扶養手当証書			
身体障害者手帳	変更後お早めに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳</li> <li>・印鑑(認印)</li> </ul>	豊見城市役所 障がい・長寿課 TEL 098-850-5320
療育手帳			
自動車運転免許証の住所変更及び本籍変更	変更後速やかに ※更新時でも可能ではありますが、運転免許証は身分証明として使われることが多いため、お早めに変更されることをおすすめします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・住所変更通知書又は住所変更証明書</li> </ul> <p>※本籍が変わった方は、<u>本籍変更証明書</u>が必要です。          ※手続きは、同世帯の方が代理でも可能ですが、その際は<u>住民票謄本</u>が必要です。</p>	豊見城警察署 TEL 098-850-0110  県内全警察署 沖縄県警察運転免許センター TEL 098-851-1000
自動車検査証等の住所欄の変更(普通自動車及び小型二輪自動車(251cc以上))	なるべくお早めに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所変更証明書</li> <li>・車検証・印鑑(認印)</li> </ul>	沖縄総合事務局 陸運事務所 050-5540-2091
軽二輪(126~250cc)	なるべくお早めに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所変更証明書</li> <li>・軽自動車届出済証</li> <li>・印鑑・自賠責保険証明書</li> </ul>	軽自動車協会連合会 098-877-8274
自動車検査証の住所欄の変更(軽自動車)	なるべくお早めに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所変更証明書</li> <li>・車検証・印鑑(認印)</li> </ul>	軽自動車検査協会 沖縄事務所 050-3816-3126
厚生年金、共済組合加入者及び第3号被保険者の住所変更	変更後速やかに	勤務先及び各共済組合へお問い合わせください。	

(こういうことは) 事項	(いつまでに) 手続きの期間	(なにをもって) 必要書類	(どこへ) 手続き先
土地・建物など不動産の所有者 の住所変更登記	期限はありませんが、売買や相続、担保設定等の時には必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登記申請書</li> <li>• 住所変更証明書</li> <li>• 印鑑（認印）</li> <li>• 委任状（委任する場合）</li> </ul>	那覇地方法務局 TEL 098-854-7952 地区外の不動産は所在地を管轄する支所
会社、法人の本店、支店の所在地及び代表者等の住所の変更 登記	本店 変更から 2週間以内 支店 変更から 2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登記申請書</li> <li>• 住所変更証明書</li> <li>• 印鑑（認印）</li> <li>• 委任状（委任する場合）</li> </ul>	那覇地方法務局 法人係 TEL 098-854-7130
その他の手続き ONTT（固定電話）、沖縄電力、郵便局へ皆様が行う手続きはありません。 ○携帯電話、金融機関、保険、勤務先、学校（市立以外）その他個人的なもので、住所変更を必要とするものについては、お手数ですがみなさまで手続きされるようお願いいたします。 ○各種免許、許可、認可等の住所変更については、法令により定められた手続きを行ってください。			

### ※住所変更手続きの注意点

- ①各種住所変更の手続きは、平成30年2月24日以降お願いします。
- ②身分証明書として多く利用されるもの（自動車運転免許証等）については、お早めに住所変更されることをおすすめします。また、住所変更の手続きは、住所変更を終えた身分証明書で行える場合もありますので、お早めに住所変更されることをおすすめします。
- ③土地、建物の登記簿は換地処分に伴う表題部書換えの為、約3ヶ月間閉鎖されます。そのため、土地・建物など不動産所有者の住所変更登記は、登記閉鎖解除後にお願い致します。
- ④土地・建物など不動産所有者の住所変更登記又は会社、法人の本店、支店の所在地及び代表者等の住所の変更登記は、「住所変更証明書」の添付で登録免許税は非課税です。なお、登記申請を司法書士等に依頼する場合は別途手数料がかかります。

### 住所変更証明書について

各種住所変更の手続きには、「住所変更証明書」が必要となりますが、同時に送付しました「住所変更通知書」も住所変更手続きに利用できます（世帯主のみ）。

配布枚数以上必要とされる方は、お手数ですが、実施日以降に市民課へ申請してください。無料で発行します。

※申請の際には、本人確認ができるもの（運転免許証、保険証など）をご持参ください。また、代理の方（同じ世帯以外の方）が申請される場合には委任状が必要です。

※ご不明な点は、表紙のお問い合わせ先もしくは各手続き先へご連絡下さい。